

神戸市営駐車場におけるカーシェアリング事業者応募要領

- 三宮駐車場
- 花隈駐車場
- 湊川公園駐車場
- 長田北町駐車場
- 新長田駅前駐車場
- 鈴蘭台駐車場
- 舞子駅前駐車場
- 神戸駅南駐車場
- 荒田公園駐車場

令和 6 年 11 月
神戸市建設局道路計画課

令和 6 年 11 月 6 日付校正

目次

第一章 目的	1
第二章 事業概要	1
1. 運営管理	1
2. 法令の順守等	2
3. 事業期間	2
4. 実施駐車場	2
5. 導入台数	3
6. 駐車場使用料	3
7. 事業実施に必要な手続き等	4
8. 導入車両	4
9. 実施計画書	4
10. 利用状況等の報告	5
11. 募集から事業の開始まで	5
12. 契約の締結	6
13. 契約の不締結	6
14. 契約の解除	6
第三章 応募資格	6
1. 応募資格	6
2. 欠格条項	7
第四章 応募の手続き等	7
1. 提出書類	7
2. 質疑及び回答	8
3. 応募の辞退	8
4. その他	8
第五章 契約予定者の選定	9
1. 選定方法	9
2. 選定結果	9
第六章 提出書類一覧	10

第一章 目的

神戸市では、交通が著しくふくそうする地域や路上駐車が多い地域における安全かつ円滑な道路交通の確保などのために一時利用として、市営の公共駐車場を整備・運営しております。

最近の利用状況を踏まえ、更なる利便性の向上、公共交通の利用促進を目的に、カーシェアリング（※）を実施しますので、事業者を募集いたします。

応募にあたっては、「神戸市営駐車場におけるカーシェアリング事業者応募要領」（以下、「本要領」という。）を熟読のうえ、お申し込みください。

※カーシェアリング：あらかじめ利用者として登録を行った複数の会員が、1台の自動車を共同で利用するシステムまたはサービス

第二章 事業概要

1. 運営管理

事業者はカーシェアリング事業を行うにあたり、各駐車場の状況を把握したうえで、利用者の安全などに配慮した運営管理を行っていただきます。

【主な運営管理内容】

- (1) 返却時、駐車場が満車等で入庫が出来ない場合の対応
- (2) カーシェアリング利用者からの問合せや苦情等の対応
- (3) カーシェアリング利用時の故障対応などの緊急時の対応
- (4) 車両の点検、維持管理
- (5) カーシェアリングステーションの点検、維持管理
- (6) カーシェアリング用の設置物等の点検、維持管理
- (7) 駐車場の一般利用者からのカーシェアリングに関する問合せや苦情等の対応
- (8) カーシェアリング利用時の駐車場破損、場内事故等への対応
- (9) 事業に関する、調査、手続き、申請等の一切の業務
- (10) 事業に関する、各駐車場の指定管理者（※）との調整

※現在の指定管理者（指定管理期間は令和8年3月31日まで）

三宮駐車場	： 神戸電鉄グループ共同事業体
花隈駐車場	： タイムズ・南海ビル共同事業体
湊川公園駐車場	： 神戸電鉄グループ共同事業体
長田北町駐車場	： 国際ライフパートナー株式会社
新長田駅前駐車場	： 神戸電鉄グループ共同事業体
鈴蘭台駐車場	： 国際ライフパートナー株式会社
舞子駅前駐車場	： タイムズ・日本管財共同事業体
神戸駅南駐車場	： 神戸電鉄グループ共同事業体
荒田公園駐車場	： ※令和7年8月1日に神戸市道路公社から神戸市へ移管予定（議会の議決

を前提とする)

2. 法令の順守等

事業者は、カーシェアリング実施に必要な法令以外にも、労働基準法等の労働関係法令、神戸市立路外駐車場条例、道路法第 24 条の 2 第 1 項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例、個人情報の保護に関する法律、神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例、その他の関係法令等の規定を遵守し、確実に業務を行うものとします。

また、カーシェアリングを利用しようとする者に対して不当な差別的取り扱いをせず、事業に関連して取得した個人情報やその他の情報を適切に取り扱い、事業を行っていただきます。

3. 事業期間

荒田公園駐車場：令和 7 年 8 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（議会の議決を前提とする）

荒田公園駐車場以外の 8 駐車場：令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

※ 1. 上記事業期間の前日に現カーシェアリング事業者が駐車場を原状回復する予定となっております。次期事業者は事業期間開始後速やかに営業を開始出来るよう努めてください。

※ 2. 契約期間中、各駐車場においては、施設・設備改修工事等の理由により、施設の全部または一部を閉鎖することがあります。

※ 3. 契約期間中、各駐車場周辺のイベント等により入出庫が制限される場合があります。

4. 実施駐車場

カーシェアリング事業は次の 9 駐車場全てで実施していただきます。

各駐車場のカーシェアリング実施可能な区画は、「別紙 1 カーシェアリング実施場所」を参照ください。

- (1) 三宮駐車場（神戸市中央区加納町 6 丁目）
- (2) 花隈駐車場（神戸市中央区花隈町）
- (3) 湊川公園駐車場（神戸市兵庫区新開地 1 丁目）
- (4) 長田北町駐車場（神戸市長田区北町 3 丁目）
- (5) 新長田駅前駐車場（神戸市長田区若松町 4 丁目）
- (6) 鈴蘭台駐車場（神戸市北区鈴蘭台西町 1 丁目）
- (7) 舞子駅前駐車場（神戸市垂水区東舞子町）
- (8) 神戸駅南駐車場（神戸市中央区東川崎町 1 丁目・相生町 1 丁目）
- (9) 荒田公園駐車場（神戸市兵庫区荒田町 2 丁目）

5. 導入台数

それぞれの駐車場には上限台数を設定しており、この範囲内で事業を行うものとします。

■各駐車場の上限台数

駐車場	上限台数（台）
三宮駐車場	20
花隈駐車場	3
湊川公園駐車場	3
長田北町駐車場	2
新長田駅前駐車場	6
鈴蘭台駐車場	2
舞子駅前駐車場	1
神戸駅南駐車場	5
荒田公園駐車場	3

6. 駐車場使用料

カーシェアリング事業の実施に際し、毎月の駐車場使用料として、1区画あたり各駐車場の全日定期料金を納めていただきます。なお、全日定期料金が改正された場合は、改正された料金が適用される月から、駐車場使用料も変更するものとします。

■各駐車場の全日定期料金

駐車場	全日定期料金（円/月）	備考
三宮駐車場	35,650	※全日定期料金は令和 6 年 11 月 1 日現在の料金 (事業期間内に料金変更がある場合があります)
花隈駐車場	34,630	
湊川公園駐車場	27,500	
長田北町駐車場	19,350	
新長田駅前駐車場	20,370	
鈴蘭台駐車場	20,370	※荒田公園駐車場の料金は議会の議決を前提とする
舞子駅前駐車場	15,280	
神戸駅南駐車場	30,560	
荒田公園駐車場	19,350	

7. 事業実施に必要な手続き等

事業の実施に伴う申請等の手続き、並びに各駐車場への案内看板その他の広告物及び機器等を設置する場合の費用については、事業者の負担とします。

なお、道路占用等の許可を受けていただき、規定の占用料を納めていただく場合があります。

8. 導入車両

導入する車両については道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する普通自動車とします。

9. 実施計画書

契約予定者として選定された場合、カーシェアリング事業を実施するにあたって、各駐車場の状況を把握の上、実施計画書を作成し提出していただきます。

【実施計画書の内容】

- (1) 事業の実施体制
- (2) 事業の実施工程表
- (3) 各駐車場の導入台数（提案通りの実施を原則とする）
- (4) 各駐車場の導入場所
- (5) 運営管理方法
 - ①返却時、駐車場が満車等で入庫が出来ない場合の対応
 - ②カーシェアリング利用者からの問合せや苦情の対応
 - ③カーシェアリング利用時の故障対応など、緊急時の対応
 - ④車両の点検、維持管理
 - ⑤カーシェアリングステーションの点検、維持管理
 - ⑥カーシェアリング用の設置物等の点検、維持管理
 - ⑦カーシェアリング利用時の駐車場破損、場内事故等への対応
 - ⑧駐車場の一般利用者からのカーシェアリングに関する問合せや苦情の対応
 - ⑨各駐車場の指定管理者との調整
 - ⑩その他、カーシェアリング実施に必要な事項
- (6) 各駐車場の事業の案内、サイン計画
- (7) 事業収支計画
- (8) 緊急時の連絡体制
- (9) その他カーシェアリング実施に必要な事項
- (10) 応募者からの提案（任意）

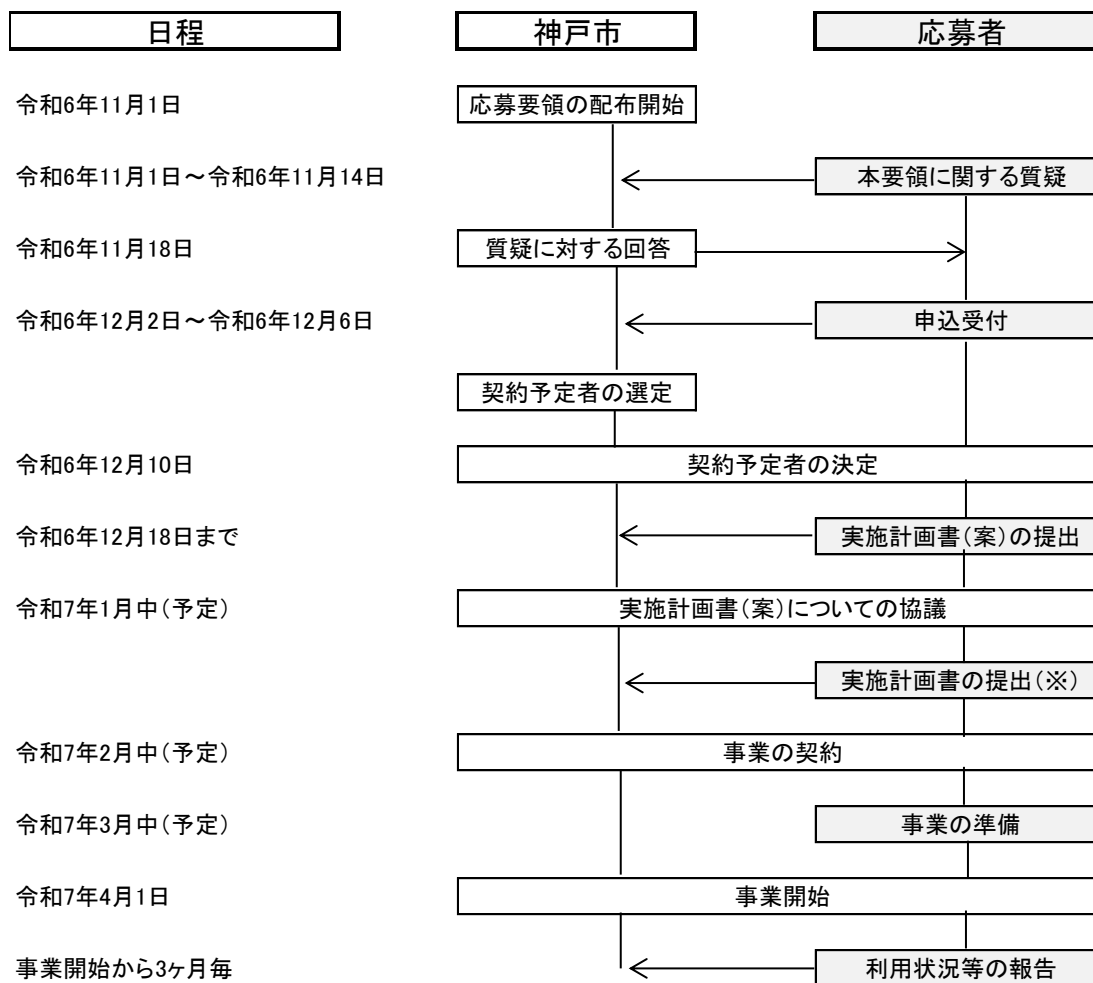
10. 利用状況等の報告

カーシェアリングの導入実績を把握するため、事業開始から3ヶ月毎に利用状況等の報告をしていただきます。なお、必要に応じて、神戸市への報告を求めることがあります。

【利用状況等の報告内容】

- (1) 車両の利用状況
- (2) 利用者情報
 - ※利用者数（月毎、日毎）、市内・市外利用者の数、個人・法人利用の数、公共交通機関からの乗換え状況、利用目的等
- (3) 事業収支の実績
- (4) 運営上の課題等
- (5) その他

11. 募集から事業の開始まで（予定）



※実施計画書の提出は、実施計画書(案)の協議を行い、協議が成立した後に提出とします。

12. 契約の締結

実施計画書の内容について協議が成立した後、カーシェアリング事業に関する契約の締結を行います。
契約締結後、事業者は実施計画書に基づき、速やかに事業の着手を行うものとします。

13. 契約の不締結

実施計画書の協議が成立しなかった場合は、神戸市は契約を締結しないことができるものとします。
また、事業の契約締結までの間に、事業者が本要領の応募の資格を満たさなくなった場合、神戸市は契約を締結しないものとします。

14. 契約の解除

神戸市は、カーシェアリング事業に関する契約締結後に、次のいずれかの事実が生じた場合は、契約期間中であっても、契約を解除できるものとします。

- (1) 本契約の締結及び履行に際して、不正行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、本契約上の義務を履行しないとき、その他本契約に違反したとき。
- (3) 事業者が監督官庁から営業の取消しや停止、その他これらに類する処分を受けたとき。
- (4) 事業者について、公租公課の滞納処分もしくは強制執行を受け、または破産その他の倒産をす

る

おそれがあり、そのことにより対価の支払いをすることができないと認められるとき。

- (5) 事業者について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

る

- (6) 事業者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第

2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または、暴力団員でなくなった日

か

ら 5 年を経過しない者が、その事業活動を支配する者であることが判明したとき。

- (7) その他、事業を継続することが適当でないとき。

第三章 応募資格

1. 応募資格

応募者は、神戸市内でカーシェアリングを実施している法人であり、かつ、カーシェアリングの管理運営を行ううえで、ふさわしい信用力、資力及び経営力等を備えており、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当しない法人であることを必要とします。

なお、提出のあった役員等名簿を警察等関係機関への照会にあたって使用する場合があります。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続き中である法人
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している法人、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（以下「暴力団排除要綱」という）第 5 条各号に該当する法人
- (4) 法人、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は県税、市税等を、滞納又は未申告である法人
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、神戸市入札参加資格を取り消されている法人
- (6) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている法人
- (7) 当該事業に応募しようとする日から過去 1 年以内に、当該法人の責めに帰すべき理由により、神戸市から委託契約の解除を受けた法人
- (8) 応募受付後でも、審査・選定までの間に上記 7 項目のいずれかに該当する場合には、審査対象から除外します。

2. 欠格条項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 応募者に虚偽の申請があった場合
- (2) 提案の採否の働きかけを行うなど事業者の選定に関して、応募者又は、その代理人等の関係者が神戸市職員と不正な接触をもつなど公正な選定を妨げた場合
- (3) 本要領に違反又は、著しく逸脱した場合

第四章 応募の手続き等

1. 提出書類

応募者は、「第六章 提出書類一覧」の「様式 1」～「様式 4」及び「様式 7」を提出して下さい。
なお、書類の提出は郵送または、持参とします。

- (1) 受付期間：令和 6 年 12 月 2 日（月）～同 12 月 6 日（金）
 - ①郵送の場合、令和 6 年 12 月 6 日（金）午後 5 時必着とします。
 - ②持参の場合、受付期間中の平日の午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時とします。
- (2) 提出先（場所）

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所 4 号館 7 階

【部署名・連絡先】

神戸市建設局道路計画課

(3) 提出部数

原本 1 部及び全提出書類の電子データを格納した CD (DVD) -R1 枚

※提出書類一覧の順に整理して、項目ごとに右端にインデックスラベルをつけ、A 4 のチューブファイルに綴じて提出してください。

※CD (DVD) -R には、団体名を記入したシール等を剥がれないように貼付してください。また、様式を指定している書類は、紙資料のスキャンではなくワード・エクセルファイル形式で格納してください。

(4) その他

- ①提出後の書類内容の変更は認めておりません。
- ②選定に当たり、追加の資料の提出を求める場合があります。
- ③提出された書類は、返却いたしません。
- ④提出された事業提案書は公表いたしません。

2. 質疑及び回答

本要領に質疑がある場合は、「第六章 提出書類一覧」の「様式 5」に記入のうえ、電子メールで下記アドレスまで送信してください。なお、電話、郵送によるお問い合わせにはお答えいたしません。

(1) 質疑受付期間：令和 6 年 11 月 1 日（金）～同 11 月 14 日（木）

※質疑書の提出は、令和 6 年 11 月 14 日（木）午後 5 時必着とします。

(2) 送付先アドレス： parking@office.city.kobe.lg.jp

(3) (質疑) 件名：【質問】カーシェアリング事業について

(4) 質疑に対する回答は、令和 6 年 11 月 18 日（月）以降に、神戸市ホームページに掲載します。

3. 応募の辞退

申請書を提出された後に、応募を辞退される場合は、「第六章 提出書類一覧」の「様式 6」の辞退届を速やかに提出して下さい。

4. その他

今回の募集にあたり、現場説明会は実施しませんので、応募者は事前に現地を確認し、申し込みを行ってください。

第五章 契約予定者の選定

1. 選定方法

提出された「事業提案書」をもとに、契約予定者の選定を行います。

契約予定者は駐車場ごとに選定します。なお、選定は次の順で行います。

順1：【事業提案書】

「導入台数」が一番多い提案をされた事業者

順2：くじ引き

順1でも1社に選定できなかった場合は、くじによる抽選

2. 選定結果のお知らせ

結果については、神戸市ホームページに掲載するほか、応募者全員に連絡します。

第六章 提出書類一覧

No.	提出書類	内容	様式番号
1	選定申請書		【様式 1】
2	申請法人概要(※)		【様式 2】
※申請法人概要の添付資料(添付資料の様式は任意)			
	(1)法人概要補足資料	①法人の沿革(既存のもので可) ②代表者履歴(既存のもので可) ③役員名簿(既存のもので可)	
	(2)定款	最新のもの又は「定款」に代わるもの	
	(3)登記簿謄本	現在全部証明書(応募申込み前3ヶ月以内に発行されたもの)	
	(4)印鑑証明	応募申込み前3ヶ月以内に発行されたもの	
	(5)納税証明書	令和6年4月1日以降に発行された直近2年分の原本 ・国税:法人税及び消費税(未納のないことの証明)	
	(6)カーシェアリング実施状況資料	神戸市内のカーシェアリング実施状況 ※駐車場名、場所、台数	
3	誓約書		【様式 3】
4	神戸市税に関する誓約書 兼調査に関する承諾書		【様式 4】
5	質疑書		【様式 5】
6	辞退届		【様式 6】
7	事業提案書		【様式 7】